

くらし安全安心だより

一訪問して買い取りを行う

業者との契約は慎重に一

【相談事例】

「**不用品**があれば**買い取る**」と女性が**訪問**してきた。**突然**だったので、すぐには用意できないことを伝えると、**1時間後**に今度は**男性**が来た。いらない洋服などを出したが「壊れた**宝飾品**があれば**出してほしい**」と言われ、指輪などを含めて**2万5千円**で買い取ってもらった。その後、**形見の指輪**を渡したことを**後悔**し、また**買い取り価格が安すぎる**と思い、買い戻したいと電話をしたところ「商品は**別の業者に渡してしまった**」と言われた。
(60歳代 女性)

【アドバイス】

- ★自宅で購入品を買い取ってもらう**訪問購入**では、**購入業者は突然訪問して勧誘することはできません**。このような行為を行う購入業者を**家に入れないように**しましょう。
 - ★購入業者は、前もって電話などで連絡した場合でも、**消費者が事前に承諾した買い取り対象以外の物品について売却を求めることはできません**。「**貴金属はないか**」などと**当初とは違う物品の売却を突然求められたときは、きっぱりと断り**ましょう。
 - ★**訪問購入はクーリング・オフができます**（法律で定められた書面を受け取った日を含めて**8日間**）。この期間内は購入業者に物品を引き渡さないこともできるので、**物品を渡さないことがトラブルを防ぐ一つの方法**となります。
 - ★困ったときは、**早めに消費生活センターにご相談**ください。
- ※二戸消費生活センターでは、消費生活に関するトラブルや多重債務（債務整理・過払い金返還請求）などの相談に応じています。
一人で悩まずに、ぜひご相談ください。

二戸消費生活センター

相談時間 平日午前9時～午後4時

(☎23-5800)